

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.10.22	R7.11.5	府有車運転日誌 小池知事 令和7年8月1日から令和7年9月30日までの分 村山特別秘書 令和7年8月1日から令和7年9月30日までの分 宮地特別秘書 令和7年8月1日から令和7年9月30日までの分	142	1					1	1								(7条2号) 開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条4号) 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため	財務局経理部総務課
2	R7.10.22	R7.11.5	府有車運転日誌 小池知事 令和7年1月1日から令和7年10月19日までの分	241	1					1	1								(7条2号) 開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条4号) 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため	財務局経理部総務課
3	R7.9.2	R7.11.4	委託契約書表紙（令和5年度東京都庁舎に関する情報発信に係る動画の制作委託）	1	1					1									(7条4号) 受注者の印影を公にすることにより、偽造による犯罪を誘発するおそれがあるため	財務局建築保全部庁舎整備課
4	R7.10.30	R7.11.7	建築工事積算標準単価(歩掛)(令和7年4月1日付) 建築工事積算標準単価(一次単価)(令和7年4月1日付) 電気設備工事積算標準単価(歩掛)(令和7年4月1日付) 電気設備工事積算標準単価(一次単価)(令和7年4月1日付) 機械設備工事積算標準単価(歩掛)(令和7年4月1日付) 機械設備工事積算標準単価(一次単価)(令和7年4月1日付)	9077	1															財務局建築保全部技術管理課
5	R7.10.30	R7.11.13	事務引継書（担当課長）	9	1							1							公にすることにより、公正かつ円滑な人事事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	財務局経理部総務課
6	R7.11.11	R7.11.21	令和6年度都有地地下埋設物調査委託報告書	226	1					1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため	財務局財産運用部活用促進課
7	R7.11.7	R7.11.21	確認の内容が分かるメモ書						1									当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	財務局経理部総務課	
8	R7.11.7	R7.11.21	款項目節が総務省令に従った文書の開示を求める。東京都が総務省令に則って作成した文書の開示を求める。東京都の公営企業会計においても、款項目節を記入すべきである。目節の記入を省略できるとする根拠がわかる文書を請求する。															本件請求内容に係る文書として、「令和7年第1回東京都議会定例会議案（1）」及び、「令和7年度公営企業会計予算説明書」並びに「地方自治法」、「地方公営企業法」、「地方公営企業法施行令」及び「地方公営企業法施行規則」が該当するが、当該公文書は、東京都財務局ホームページ（令和7年度予算： <a href="https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/yosan/r7">https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/yosan/r7</a> ）及び総務省ホームページ（地方自治法： <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/c_gyousei.html">https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/c_gyousei.html</a> 、公営企業制度の概要： <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/gaiyou.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/gaiyou.html</a> ）において公開されており、インターネットの利用により公表された公文書であるため、条例第18条第2項により開示しないものとし、請求を却下する。	財務局主計部財政課	

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定)条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示したのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>について  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。